平成２１年（フ）第２５２号
新潟県長岡市豊詰町201番地４
債務者　田中　一精
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第９７２号
熊本県宇城市松橋町豊福1602番地１
債務者　郡山　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０２７号
熊本市花園７丁目57番12号
債務者　川島　賢治
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２６７０号
札幌市東区北22条東23丁目７番11号　オニオンサイド22―102号
債務者　中島　和行
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８８２号
北海道石狩郡当別町獅子内2227番地183
債務者　小林　秀和
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７６号
札幌市豊平区水車町５丁目８番15―601号
債務者　石毛　康介
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４３号
札幌市白石区東札幌５条５丁目７番11号　マンション石尾Ｂ号
債務者　永岡　和彦
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６０５号
札幌市東区東苗穂13条３丁目22番１号　プレステージ弐番館202号
債務者　池上　太一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６３８号
札幌市中央区北１条西25丁目１番16号
債務者　山本喜久雄
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６５０号
札幌市西区山の手２条10丁目５番６号
債務者　星　　貴之
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７３号
札幌市清田区美しが丘４条７丁目５番21号
債務者　島田　眞美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７０３号
札幌市西区琴似４条３丁目２番２号
債務者　徳山　睦子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７３７号
札幌市東区北45条東３丁目１番８号　ノーヴァ45―103号
債務者　鈴木　秀和
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７３８号
札幌市東区北45条東３丁目１番８号　ノーヴァ45―103号
債務者　鈴木　未緒
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７４３号
札幌市東区北32条東４丁目３番２号　フラワーハイツＣ101号
債務者　石川ヒサ子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８３号
札幌市西区西野２条７丁目５番12―305号
債務者　中村　清香（旧姓芳本）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２２号
札幌市中央区南８条西５丁目289番地89　メロディハウス103号
債務者　奈良　　舞（旧姓櫻庭）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部